

旭川市総合体育館使用料(令和8年9月30日まで)

専用使用料			(単位:円)					
使用区分	時間区分		午前	午後	夜間	全日	早朝・深夜等(1時間)	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	幼・小中高生	3,960	5,280	3,960	15,840	1,320
			大学・一般	5,250	7,000	5,250	21,000	1,750
		入場料を徴収する	幼・小中高生	13,230	17,640	13,230	52,920	4,410
			大学・一般	18,480	24,640	18,480	73,920	6,160
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	31,710	42,280	31,710	126,840	10,570
			営利目的	79,380	105,840	79,380	317,520	26,460
入場料を徴収する		非営利	52,920	70,560	52,920	211,680	17,640	
		営利目的	132,300	176,400	132,300	529,200	44,100	
第1体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	900	1,200	900	3,600	300	
		入場料を徴収する	1,260	1,680	1,260	5,040	420	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	2,160	2,880	2,160	8,640	720
			営利目的	5,400	7,200	5,400	21,600	1,800
		入場料を徴収する	非営利	3,600	4,800	3,600	14,400	1,200
			営利目的	9,000	12,000	9,000	36,000	3,000
第2体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	3,360	4,480	3,360	13,440	1,120	
		入場料を徴収する	4,680	6,240	4,680	18,720	1,560	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	8,040	10,720	8,040	32,160	2,680
			営利目的	20,160	26,880	20,160	80,640	6,720
		入場料を徴収する	非営利	13,440	17,920	13,440	53,760	4,480
			営利目的	33,600	44,800	33,600	134,400	11,200
第3体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	1,470	1,960	1,470	5,880	490	
		入場料を徴収する	2,040	2,720	2,040	8,160	680	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	3,510	4,680	3,510	14,040	1,170
			営利目的	8,820	11,760	8,820	35,280	2,940
		入場料を徴収する	非営利	5,880	7,840	5,880	23,520	1,960
			営利目的	14,700	19,600	14,700	58,800	4,900
第4体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	2,430	3,240	2,430	9,720	810	
		入場料を徴収する	3,390	4,520	3,390	13,560	1,130	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	5,820	7,760	5,820	23,280	1,940
			営利目的	14,580	19,440	14,580	58,320	4,860
		入場料を徴収する	非営利	9,720	12,960	9,720	38,880	3,240
			営利目的	24,300	32,400	24,300	97,200	8,100
トレーニング室			2,430	3,240	2,430	9,720	810	

個人使用料						
	午前	午後	夜間	回数券(6回分)	1月券	3月券
高校生	150	150	150	750	1,200	3,000
大学生・一般	220	220	220	1,100	1,760	4,400

備考

- ・「幼・小・中・高生」の「高生」及び「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における主競技場又は体育室の専用使用の使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- ・使用面積が2分の1又は3分の1の場合の使用料は、当該使用料の2分の1又は3分の1の額とする。
- ・11月1日から翌年4月30日までの期間における専用使用は、当該使用料の5割に相当する暖房料を徴収する。
- ・備付物品以外の電気器具を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- ・その他の催物に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担とする。
- ・使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- ・その他の催物に使用する範囲は、プロスポーツ及び社会教育的又は公益的な集会に限るものとする。
- ・使用料の計算において、10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。

旭川市総合体育館使用料(令和8年10月1日から)

専用使用料			(単位:円)					
使用区分	時間区分		午前	午後	夜間	全日	早朝・深夜等(1時間)	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	幼・小中高生	5,940	7,920	5,940	23,760	1,980
			大学・一般	7,860	10,480	7,860	31,440	2,620
		入場料を徴収する	幼・小中高生	19,830	26,440	19,830	79,320	6,610
			大学・一般	27,720	36,960	27,720	110,880	9,240
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	47,550	63,400	47,550	190,200	15,850
			営利目的	118,980	158,640	118,980	475,920	39,660
入場料を徴収する		非営利	79,320	105,760	79,320	317,280	26,440	
		営利目的	198,300	264,400	198,300	793,200	66,100	
第1体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	1,260	1,680	1,260	5,040	420	
		入場料を徴収する	1,740	2,320	1,740	6,960	580	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	3,000	4,000	3,000	12,000	1,000
			営利目的	7,560	10,080	7,560	30,240	2,520
		入場料を徴収する	非営利	5,040	6,720	5,040	20,160	1,680
			営利目的	12,600	16,800	12,600	50,400	4,200
第2体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	4,860	6,480	4,860	19,440	1,620	
		入場料を徴収する	6,780	9,040	6,780	27,120	2,260	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	11,640	15,520	11,640	46,560	3,880
			営利目的	29,160	38,880	29,160	116,640	9,720
		入場料を徴収する	非営利	19,440	25,920	19,440	77,760	6,480
			営利目的	48,600	64,800	48,600	194,400	16,200
第3体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	1,980	2,640	1,980	7,920	660	
		入場料を徴収する	2,760	3,680	2,760	11,040	920	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	4,740	6,320	4,740	18,960	1,580
			営利目的	11,880	15,840	11,880	47,520	3,960
		入場料を徴収する	非営利	7,920	10,560	7,920	31,680	2,640
			営利目的	19,800	26,400	19,800	79,200	6,600
第4体育室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	3,150	4,200	3,150	12,600	1,050	
		入場料を徴収する	4,410	5,880	4,410	17,640	1,470	
	その他の催物	入場料を徴収しない	非営利	7,560	10,080	7,560	30,240	2,520
			営利目的	18,900	25,200	18,900	75,600	6,300
		入場料を徴収する	非営利	12,600	16,800	12,600	50,400	4,200
			営利目的	31,500	42,000	31,500	126,000	10,500
トレーニング室			3,150	4,200	3,150	12,600	1,050	

個人使用料						
	午前	午後	夜間	回数券(6回分)	1月券	3月券
高校生	220	220	220	1,100	1,760	4,400
大学生・一般	330	330	330	1,650	2,640	6,600

備考

- ・「幼・小・中・高生」の「高生」及び「高校生」には、高校生と同年齢の者を含む。
- ・土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における主競技場又は体育室の専用使用の使用料は、当該使用料の2割に相当する額を加算した額とする。
- ・使用面積が2分の1又は3分の1の場合の使用料は、当該使用料の2分の1又は3分の1の額とする。
- ・11月1日から翌年4月30日までの期間における専用使用は、当該使用料の5割に相当する暖房料を徴収する。
- ・備付物品以外の電気器具を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- ・その他の催物に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担とする。
- ・使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- ・その他の催物に使用する範囲は、プロスポーツ及び社会教育的又は公益的な集会に限るものとする。
- ・使用料の計算において、10円未満の金額が生じた場合は、切り捨てるものとする。